

伊藤隆夫さんが功労賞受賞！

埼玉県野球連盟表彰

埼玉県野球連盟寄居支部所属の伊藤隆夫さん(関山)に、埼玉県野球連盟から功労賞が贈られました。伊藤さんは、昭和50年から少年野球の指導者を務め、同時期に町の一般野球チームである落合フラッグス、シタラスラガースを設立しました。また、平成3年には埼玉県野球連盟寄居支部の理事、平成5年には審判部長の役を担い、現在は監事として組織の運営に尽力されており、これらの功績が評価され、今回の表彰となりました。



深谷青年会議所様から寄附

消毒液とハンドソープ

4月13日、一般社団法人深谷青年会議所様から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒液とハンドソープを寄附していただきました。深谷青年会議所は、40歳未満の青年経済人により構成され、1964年の創設以来、50年以上にわたり、活動されています。また、寄居町の子どもたちも対象とし、事業を積極的に進めるなど、「まちづくり」「ひとづくり」で地域に貢献されています。



株式会社興和商会様から寄附

サージカルマスク5000枚

4月16日、町内に工場がある株式会社興和商会様(本社:東京都豊島区)から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町へサージカルマスク、5000枚を寄附していただきました。興和商会は廃プラスチックの買い取りや回収などを行うリサイクル関連会社です。町といたしましては、感染拡大防止のため、大切に使用させていただきます。



大島不動産株式会社様と株式会社RDC様から寄附

サージカルマスク2000枚

4月22日、町内の大島不動産株式会社様と関連会社である株式会社RDC様(本社:熊谷市)から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町へサージカルマスク、2000枚を寄附していただきました。大島不動産は地元寄居町で長きにわたり不動産業を営む会社で、RDCはがってん寿司をはじめとした多くの飲食店を運営する会社です。町といたしましては、感染拡大防止のため、大切に使用させていただきます。



ROAD TO TOKYO 2020

ブータン王国と寄居町の交流 Vol.4

皆さんクズザンポーラ！オリンピックイヤー特別企画「ROAD TO TOKYO 2020～ブータン王国と寄居町の交流～」の今回は、1年延期となった東京2020オリンピック競技大会への対応についてお知らせします。

東京2020オリンピック延期へ

皆さんも報道等により既にご存じのことと思いますが、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延に伴い、7月24日から開催が予定されていた東京2020



オリンピック競技大会は約1年延期され、来年の7月23日に開幕することが決定しました。大会名については、引き続き、「東京2020」が使用されることも発表されています。詳細については、決定次第、順次、皆さんにお知らせさせていただきます。

歴史を振り返りますと、オリンピックの夏季大会では、過去に1916年のベルリン大会、1940年の東京大会、1944年のロンドン大会の3大会が戦争により中止になっていますが、今回の延期という決定は、冬季大会も含めて史上初の措置となります。

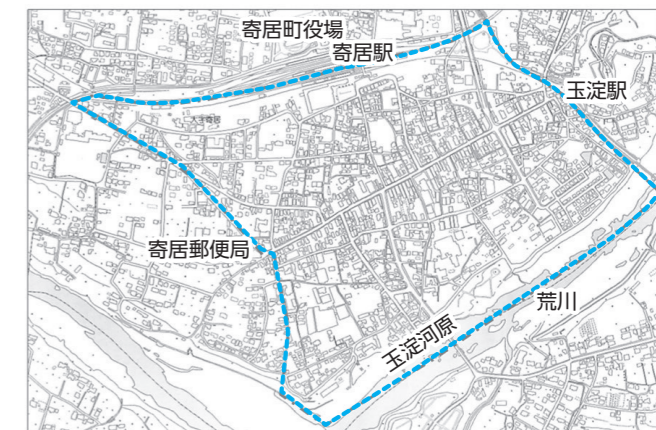
これまで、町では、今年のオリンピックの開催に向け、2016年からブータン王国陸上チームと交流を深め、事前キャンプ地として入念な準備をすすめてきました。今後のホストタウンとしての寄居町の活動ですが、引き続き、ブータン王国陸上チームを全力でサポートしてまいります。今回、異例の延期に関しては、可能性を秘めた若きブータンの選手の成長期間とポジティブに捉え、来年の開催時までの時間を有効的に活用していきたいと考えております。同時に世界的流行を見せる新型コロナウイルス感染症が一日でも早く終息し、町民の皆さん、そしてブータンの選手が笑顔でオリンピックを迎えることができるよう願っています。これからもブータン王国陸上チームとの良好な関係を継続してまいりますので、皆さんも引き続き応援をよろしくお願いいたします！

お知らせ 空き店舗等活用補助金 空き店舗でお店を開いてみませんか？

中心市街地の活性化と、町民の皆さんの日常生活の利便性の向上を目的に、補助対象区域にある空き店舗を活用し、出店される方に対して、費用の一部を補助します。

▶対象物件／対象区域内にある、過去に商業施設、事務所、または住居として使用されていたもので、出店後3年以上継続して営業することが見込まれる物件

▶対象区域／破線で囲まれた区域



※道路整備等により対象とならない物件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶対象事業／日本標準産業分類表に定める次の①～⑨の業種を営む事業

①情報通信業 ②卸売業、小売業 ③金融業、保険業 ④不動産業、物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥宿泊業、飲食サービス業 ⑦生活関連サービス業、娯楽業 ⑧教育、学習支援業 ⑨サービス業(ほかに分類されないもの)

▶補助内容／補助率はすべて2分の1以内

補助対象経費	補助金上限額	対象事業	備考
店舗改装費	100万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	初年度のみ
	50万円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	
宣伝広報費	5万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	初年度のみ
	2万5,000円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	
店舗賃貸借料	月額5万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	開業月から2年間
	月額2万5,000円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	

▶その他／『風営法』第2条に規定する営業やフランチャイズチェーン方式による事業等は対象外です。また、町税等の滞納がないことや政治的活動、または宗教的活動ではないことなどの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎ 商工観光課 ☎ 581・2121内線452